川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱

令和２年１０月１４日

（２川こ児第６８６号局長専決）

（趣旨）

第１条　この要綱は、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成１７年５月２日雇児発第０５０２００１号）に基づき、本市の中核的な医療機関を中心とした児童虐待対応のネットワークを活用し、各医療機関の組織的判断に関する体制整備や保健医療従事者等への教育等の取組により、児童虐待対応の向上を図ることを目的として実施する川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、川崎市とし、本事業を川崎市内の中核的な小児救急を持つ病院かつ適切な事業運営が確保できると認められる医療機関（以下「拠点病院」という。）に委託して行うものとする。

（事業内容）

第３条　拠点病院は、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）児童虐待専門コーディネーターの配置

拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、院内及びその他地域の関係者との連絡・調整を行う。

（２）児童虐待対応に関する相談への助言等

他の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対して助言する。

（３）児童虐待対応向上のための教育研修

他の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

（４）拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見、本人及びその保護者等の情報等を共有し、対応方針や役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成す

る。

（業務委託に係る事業実施計画書及び事業実施報告書の提出）

第４条　拠点病院は、事前に市長宛て事業実施計画書を提出するものとし、事業終了後は、事業実施報告書を提出するものとする。

（費用の支払）

第５条　市長は、前条の事業実施報告書を受理後、10日以内に業務内容の検査を行う。

２　前項に規定する検査合格後において、拠点病院から適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

（業務委託に係る指導及び監督）

第６条　市長は、拠点病院に対して適宜報告を求め、必要な指導監督を行うことができる。

（業務委託に係る留意点）

第７条　拠点病院は、効果的に本事業が実施できるよう、関係機関との連携について十分に留意するものとする。

２　拠点病院は、業務上知り得た個人に関する情報等について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、こども未来局長が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　川崎市児童虐待防止医療ネットワーク設置運営要綱（平成２８年８月１日２８川こ児第６３３号）は廃止する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。